

## 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る利用定員について

令和8年度から全国で実施となる乳児等通園支援事業について、富津市では、富津市立中央保育所1か所で実施することとします。

乳児等通園支援を提供する場合、事業者（公立施設含む）は、乳児等支援給付<sup>※1</sup>を受けることができます。

この給付を受けるためには、子ども・子育て支援法第54条の2第2項の規定により、事業者は、利用定員を定め、乳児等支援給付を受けるために必要な要件を満たしているかについて、市長の「確認」を受ける必要があります。

つきましては、利用定員を定めるにあたり、子ども・子育て支援法第54条の2第3項の規定により、富津市子ども・子育て会議に意見を伺うものです。

- ※1 事業者（公立施設含む）に対する公的給付のことで、私立施設が実施する場合は国・県・市から、公立施設が実施する場合は国・県から支給されます。給付額は、国の定める公定価格単価により、利用実績に応じて算出します。

設置者	富津市
施設名	富津市立中央保育所
所在地	富津市数馬579番地
種類	保育所
区分	余裕活用型乳児等通園支援事業
事業開始予定日	令和8年4月1日
提供日	原則、週2日（土日祝日、年末年始除く）で、保育所長が定める日
提供時間	概ね午前9時から午前11時まで
利用定員	4人 ※年齢ごとの定員を定める必要はありませんが、開始初年度は、1日当たり1歳児・2歳児各2人を想定しています。0歳児については、現状、提供体制が整っていないため、開始初年度の受け入れはしない予定です。 なお、令和8年2月に変更した「富津市こども計画」における確保方策と同数となっています。

<参考>中央保育所の入所見込児童数・配置予定職員数（令和8年4月）

中央保育所	0歳児	1歳児	2歳児
① 入所見込児童数 (保育利用定員)	3人(8人)	3人(8人)	3人(14人)
② 保育に必要な職員数	1人	1人	1人
③ 配置予定職員数	3人		2人
④ 乳児等通園支援事業に 従事できる職員数	1人		1人

備考 配置基準（0歳児＝児童3人：職員1人、1・2歳児＝児童6人：1人）

- ① 中央保育所における令和8年4月の0～2歳児の入所見込児童数は、各3人を見込んでいます。
- ② 配置基準上、①の児童に対し、保育に必要な職員数は、各年齢に1人です。
- ③ 配置予定職員数は、0・1歳児クラスに3人、2歳児クラスに2人です。
- ④ 上記の場合、乳児等通園支援事業に従事できる職員数は、0・1歳児クラスで1人、2歳児クラスで1人となります。

配置基準上、0・1歳児クラス、2歳児クラスともに各1人の職員の余裕があり、利用定員にも余裕がありますが、5月以降に途中入所の可能性があることに加え、実務上、乳児等通園支援事業を利用する児童を安全にお預かりできる体制としては、1歳児2人、2歳児2人を上限とすることが適切であると判断し、利用定員を4人とすることとしました。

なお、事業開始後の利用動向や保育所運営の状況を踏まえ、必要に応じて提供日等の変更も検討していきます。